

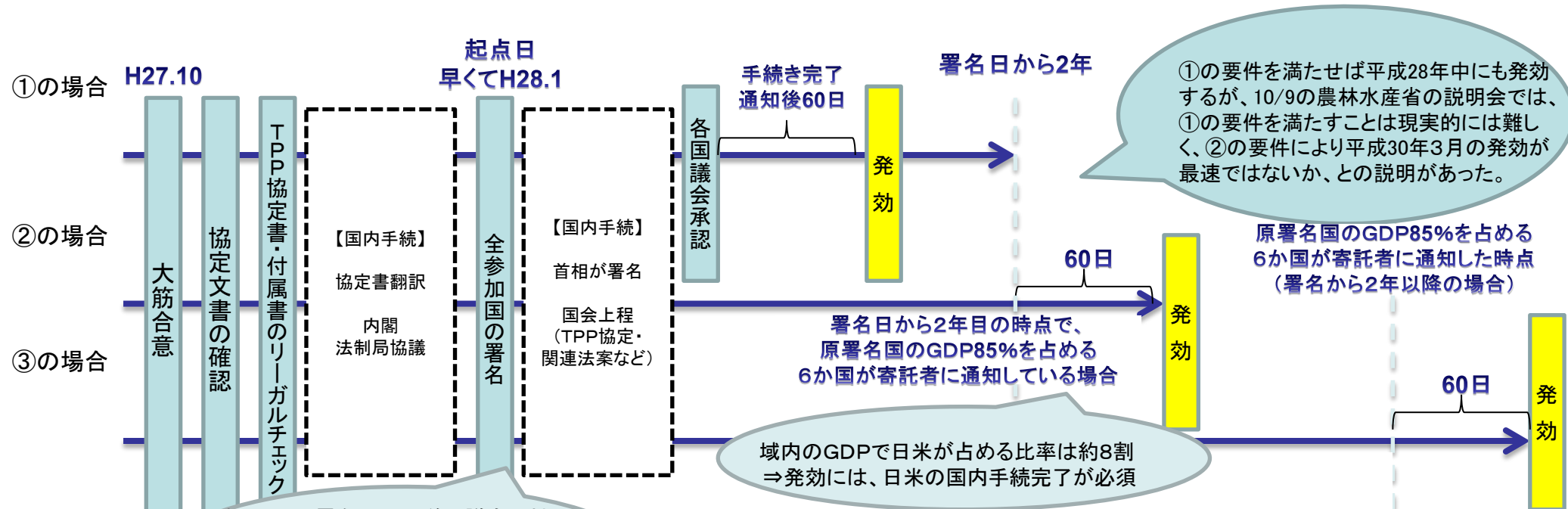
TPP協定の発効までの手続き・スケジュールについて

第30章 最終規定

TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について規定している。

発効については、TPP協定上、

- ① 全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通知した後60日後
- ② ①に従って2年以内に全ての原署名国が国内法上の手続を完了しない場合、原署名国のGDPの合計の少なくとも85パーセントを占める少なくとも6か国が寄託者に通知した場合には、本協定は上記2年の期間の経過後60日後
- ③ ①又は②に従って協定が発効しない場合には、原署名国のGDPの合計の少なくとも85パーセントを占める少なくとも6か国が寄託者に通知した日の後60日後に発効することとなっている。



米国では、署名の90日前に議会に対して協定内容を通知することが法律で定められている。
(10/29時点では通知されていない。)

※ ③の場合は、署名日から2年の時点では、「原署名国のGDP85%を占める6か国が寄託者に通知」の要件を満たしていないが、その後、原署名国の国内手続が進み、当該要件を満たした場合が該当。

国名	米国	日本	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア	シンガポール	チリ	NZ	ペルー	ベトナム	ブルネイ	合計
GDP(2014年・兆円)	1,916	508	197	159	141	36	34	28	22	22	20	1.65	3085
12カ国計に占める割合	62%	16%	6%	5%	5%				5%				